

7 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		左 の うち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)	
	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)		
砂鉱を目的とし ない 採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	6	1,469	0	0	7	1,653	274
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	石油又は天然ガス鉱区以外	117	15,635	1	5	114	15,621	6,248
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
砂鉱を目的 とする 権の 鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0	0 (千メートル)	0	0 (千メートル)	0	0 (千メートル)	0
合 計		123		1		121		6,522

8 狩猟税に関する調

区分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)		
狩	所得割額の納付を要する者	-	1,259	13,437	
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0	
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0	
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	884	7,249	
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	0	0	
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	375	6,188	
	所得割額の納付を要しない者	-	476	3,003	
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0	
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0	
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	406	2,233	
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	0	0	
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	70	770	
猟	課税免除	-	396		
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	396		
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0		
	税	所得割額の納付を要する者	-	6	32
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	4	16
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
		所得割額の納付を要しない者	-	5	19
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの		5,500円×1/2	3	8	
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの		5,500円×1/2	0	0	
㉒ 上記に該当しないもの		5,500円	2	11	
課税免除	-	1			
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1			
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0			
関	所得割額の納付を要する者	-	1,430	7,654	
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0	
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0	
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	993	4,071	
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0	
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	437	3,583	
	所得割額の納付を要しない者	-	631	2,032	
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0	
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0	
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	514	1,388	
	㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0	
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	117	644	
課税免除	-	565			
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	565			
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0			
係	所得割額の納付を要する者	-	107	461	
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0	
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0	
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	15		
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0		
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	16	43	
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0	
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	76	418	
	① ~ ㊸ の 合 計	-	4,876	26,638	